
館山市立学校体育施設等の開放に関する
利用の手引き
令和6年度版

館山市教育委員会教育部スポーツ課

館山市立学校体育施設等の開放に関する事業について

1 目的

館山市立学校体育施設等の開放に関する事業（以下「開放事業」という。）は、市内の小・中学校の体育施設等をスポーツの場として市民に開放し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成、活力ある社会の実現を図ることを目的としています。

開放事業は、神余小・旧富崎小体育館を除く全ての小・中学校等で実施します。

2 開放施設

市内小・中学校の体育施設等

（※「館山市立学校体育施設等の開放に関する規則」第3条に掲載）

3 利用資格

市内に居住し、又は市内に所在する会社、学校等に通勤し、若しくは通学する者で構成された18歳以上の成人を1人以上含む5人以上のスポーツ目的の団体であって、教育委員会に「開放施設利用登録届」を提出して、教育委員会から使用の許可を受けた団体が利用できます。

※「市内に居住し、又は市内に所在する会社、学校等に通勤し、若しくは通学する者で構成された18歳以上の成人を1人以上含む5人以上のスポーツ目的の団体」とは、その団体の構成者の過半数が市内在住・在勤・在学者であることとします。

4 開放日

年末年始（12月29日～1月3日）を除く日を開放日としています。

ただし、グラウンドは雨天又は雨天に準ずる日は開放しないものとします。

5 開放時間

小学校施設	平日	午後5時～午後10時
	土・日曜日・祝日	午前7時～午後10時
中学校施設	平日	午後7時～午後10時
	土・日曜日・祝日	午後5時～午後10時
旧神戸小学校	平日	午前7時～午後10時
	土・日曜日・祝日	午前7時～午後10時

※ 運営上必要があると認められるときは、利用日時を変更する場合があります。

6 開放事業の利用に際しての優先順位

学校体育施設は、開放事業のみならず、地域行事、地域活動及び選挙時の投票所など様々な利用があります。

このため、開放事業については、これらの行事を優先し、優先順位を次のとおりとします。

- (1) 学校の教育活動（授業、行事、課外活動、部活動、工事等）
- (2) 行政サービスの一環として学校施設を使用するもの（選挙、合同防災訓練、合同消防大会、各種教室、説明会等）
- (3) 広く地域住民を対象とした公益的な活動（市や教育委員会など行政機関が主催・共催するもの、教育委員会・学校長が許可したものなど）
- (4) 開放事業登録団体による利用。※消防操法訓練の練習。

※災害等の避難所になった場合は、利用を中止してください。

7 利用方法

(1) 利用登録、利用申請、利用取下げについて

利用団体は、利用前年度の2月第2金曜日まで(令和6年度分は、令和6年2月9日(金)まで)に、開放施設利用登録届（第1号様式）と開放施設利用申請書（第2号様式）を教育委員会に提出してください。

2月中旬・下旬に行う利用調整会議での調整を経て、開放施設利用許可書（第4号様式）の交付をうけると利用ができます。

利用登録、利用申請は年度毎とし、4月から翌年3月までの利用登録、利用申請となります。年度途中であっても、施設の空き状況によって、随時利用登録、利用申請ができますので、利用しようとする日の5日前までに申請してください。

許可を受けたのちに、開放施設の利用予定がなくなった場合、速やかに開放施設利用申請取下げ書（第3号様式）を教育委員会に提出してください。

(2) 利用上のルールについて

「利用上のルール」（7ページ参照）を守って利用してください。利用上のルールを守れない団体は、利用の停止又は許可を取り消す場合があります。

(3) 利用実績報告書の提出について

利用団体は、1回の利用ごとに利用実績報告書に利用内容を記入し、半期に一度、利用実績報告書を教育委員会に提出します。

期間	提出期限
上期（4～9月）	令和6年10月11日（金）まで
下期（10～3月）	令和7年 4月11日（金）まで

必ず、期限内での提出をお願いします。

(4) 照明電気料について

屋内体育施設（体育館・講堂・武道場（館））の利用については、照明電気料を納入していただきます。

照明電気料は、半期ごとに報告書の提出と併せて、館山市教育委員会教育部スポーツ課に納入してください。

【照明電気料】

・体育館・講堂	1面	300円/時間
・武道場（館）	1面	150円/時間

【1面の基準】

中学校の体育館・・・アリーナ全面の1/2をもって1面

小学校の体育館・・・アリーナ全面をもって1面

柔道場、剣道場・・・それぞれで1面

【算出方法】

報告書の半期の合計利用時間をもとに算出。なお、合計利用時間に1時間に満たない端数があるときは切捨て。

【料金の減免】

減免率...100/100

- ・その団体の構成者の過半数が高校生以下の団体が利用する場合。
- ・館山市教育委員会が公益上必要と認めた場合。

減免率...50/100

- ・PTA団体が利用する場合

(5) 個人情報の取り扱いについて

利用登録、利用申請の際にお預かりした氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人を特定することができる個人情報は、「館山市個人情報保護条例」の規定に基づき、適切に取り扱い、保護することに努めます。

以下の場合に限り、団体代表者の氏名、連絡先を提供する場合がありますので、代表者は同意願います。同意できない場合は、教育委員会に申し出てください。申し出のない場合は同意したものとみなします。

- ① 同一施設を利用する団体間の連絡のため。
- ② 新たに施設利用を希望する団体との調整のため。
- ③ 利用団体に加入の申し入れがあった場合。

8 市の関係規定

○館山市立学校体育施設等の開放に関する規則

昭和 52 年 7 月 20 日教育委員会規則第 8 号

改正

平成 18 年 3 月 24 日教委規則第 6 号

平成 23 年 2 月 23 日教委規則第 7 号

平成 24 年 3 月 28 日教委規則第 10 号

平成 28 年 10 月 28 日教委規則第 14 号

令和 4 年 2 月 21 日教委規則第 2 号

令和 5 年 10 月 20 日教委規則第 9 号

館山市立学校体育施設等の開放に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、市内の小・中学校の体育施設等をスポーツの場として市民に開放（以下「体育施設等の開放」という。）し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成、活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

(体育施設等の開放の管理)

第 2 条 体育施設等の開放に関する管理は、館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

(開放施設の名称及び位置)

第 3 条 開放する市内の小・中学校の体育施設等（以下「開放施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置
館山市立船形小学校体育館	館山市船形 4 0 5 番地の 2
館山市立船形小学校グラウンド	館山市船形 4 0 5 番地の 2
館山市立那古小学校体育館	館山市那古 2 7 2 番地
館山市立那古小学校グラウンド	館山市那古 2 7 2 番地
館山市立北条小学校体育館	館山市北条 4 5 6 番地
館山市立北条小学校グラウンド	館山市北条 4 5 6 番地
館山市立館山小学校体育館	館山市館山 3 1 7 番地
館山市立館山小学校グラウンド	館山市館山 3 1 7 番地

館山市立西岬小学校体育館	館山市加賀名 1 5 1 番地
館山市立西岬小学校グラウンド	館山市加賀名 1 5 1 番地
館山市立豊房小学校体育館	館山市大戸 2 6 6 番地の 2
館山市立豊房小学校グラウンド	館山市大戸 2 6 6 番地の 2
館山市立館野小学校体育館	館山市山本 1 0 8 2 番地
館山市立館野小学校グラウンド	館山市山本 1 0 8 2 番地
館山市立九重小学校体育館	館山市安東 3 番地
館山市立九重小学校グラウンド	館山市安東 3 番地
館山市立第一中学校体育館	館山市那古 9 5 4 番地
館山市立第一中学校グラウンド	館山市那古 9 5 4 番地
館山市立館山中学校講堂	館山市長須賀 1 3 6 番地
館山市立館山中学校武道館	館山市長須賀 1 3 6 番地
館山市立館山中学校グラウンド	館山市長須賀 1 3 6 番地
館山市立房南中学校体育館	館山市佐野 2 0 7 0 番地
館山市立房南中学校武道場	館山市佐野 2 0 7 0 番地
館山市立房南中学校グラウンド	館山市佐野 2 0 7 0 番地
旧館山市立神戸小学校体育館	館山市犬石 1 4 9 6 番地
旧館山市立神戸小学校グラウンド	館山市犬石 1 4 9 6 番地
旧館山市立富崎小学校グラウンド	館山市相浜 2 8 2 番地の 1

(開放施設の利用日時)

第 4 条 開放施設の利用日時は、学校教育に支障のない範囲内で教育委員会が別に定める。

ただし、グラウンドは、雨天又は雨天に準ずる日は開放しないものとする。

2 教育委員会は、体育施設等の開放に関し、運営上必要があると認められるときは、利用日時を変更することができる。

(利用者の範囲)

第5条 開放施設を利用できる者は、市内に居住し、又は市内に所在する会社、学校等に通勤し、若しくは通学する者で構成された18歳以上の成人を1人以上含む5人以上の団体であって、スポーツ目的の団体とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合については、この限りでない。

2 前項の団体は、責任者を明確にしておかなければならない。

(利用の登録及び利用申請)

第6条 開放施設を利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に開放施設利用登録届(別記第1号様式)を提出して、教育委員会に登録をしなければならない。

2 前項の規定により教育委員会に登録した団体が開放施設を利用しようとするときは、利用しようとする日の5日前までに教育委員会に開放施設利用申請書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

3 前項の利用申請書を提出した後に利用を取り消す場合は、開放施設利用申請取下げ書(別記第3号様式)を提出するものとする。

(利用の許可、不許可及び利用許可の条件)

第7条 教育委員会は、前条第2項の規定による申請の内容がこの規則の目的に適合し、かつ、学校施設の用途又は目的を妨げないと認めるときは、利用の許可をすることができる。この場合において、教育委員会は、開放施設利用許可書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会は開放施設の利用を許可しないものとし、開放施設利用不許可(取消)通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 開放施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 第9条の照明電気料の未納がある団体(以下「未納団体」という。)又は未納団体に属する者を含む団体であるとき。

(4) その他開放施設の管理運営に支障が生じるおそれがあると認められるとき。

3 第1項の許可には、許可後において、学校活動、工事その他公共の用に供する必要が生じた場合には当該開放施設が使用不可となること及び管理上必要な事項について条件を付することができる。

(開放施設利用の取消し等)

第8条 教育委員会は、開放施設を利用する団体(以下「利用団体」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の停止又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第6条第1項の登録を行ったとき。

(2) 第6条第2項の規定による申請が虚偽によるものであるとき。

(3) 第7条第2項各号のいずれかに該当するとき。

- (4) 第7条第3項の条件に違反したとき。
- (5) その他教育委員会の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消す場合には、開放施設利用不許可（取消）通知書（別記第5号様式）により利用団体に通知するものとする。

（照明電気料）

第9条 開放施設のうち、屋内運動場を使用する場合において、当該施設の照明設備等の使用に係る費用相当額（以下「照明電気料」という。）を別表に定めるところにより、納入しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、照明電気料の一部または全部を減額することができる。

（利用団体の責任）

第10条 利用団体が開放施設又はその附属設備等に損害を与えた場合は、速やかに教育委員会に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めたときはこの限りでない。

2 利用団体は、自己の責めに帰すべき事由に基づく事故について、責任を負うものとし、当該事故について教育委員会に報告するものとする。

（利用調整会議）

第11条 教育委員会は、開放施設の充実及び利用団体との調整を図るため、利用調整会議を開催するものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、開放施設の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の館山市立学校体育施設開放に関する規則第9条の規定により利用の許可を受けている場合は、改正後の館山市立学校体育施設等の開放に関する規則第7条の規定による利用の許可を受けているものとみなす。

別表（第9条関係）

（1時間当たり）

施設	電気料
体育館・講堂	300円
武道館・武道場	150円

《関係資料》

第3号様式（第6条第3項）

開放施設利用申請取下げ書

年 月 日

館山市教育委員会 様

団体名
責任者 印
連絡先 _____

年 月 日付で提出した開放施設利用申請書における下記の施設の利用について、取り下げます。

記

月 日	開放施設名	利用時間		実施種目	参加人数
		午後 時 分～	午後 時 分		

第5号様式（第7条第2項及び第8条第2項）

開放施設利用不許可（取消）通知書

第 号
年 月 日

団体名
責任者 様

館山市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった（許可をした）開放施設の利用は、次により許可することができません（利用許可を取り消した）ので通知します。

開放施設名	
許可の年月日及び番号	
不許可（取消）の理由	

告示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、館山市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、館山市を被告として（訴訟において館山市を代表する者は館山市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎令和5年度における主な規則の改正内容

- ・ 令和5年11月1日付で、手引き、P5ページ規則第3条、（開放施設の名称及び位置）にありました「旧館山市立富崎小学校体育館」を削除。
旧富崎小学校の体育館は、天井の雨漏り等の老朽化が進んでいたため、改めて市の技師からの意見を聞き、関係部署で協議した結果、安全性の観点から利用を控えるべき施設とされたことから、今回、急富崎小学校の体育館を開放施設から削除した。

館山市立学校体育施設等利用上のルール

1 学校施設の適正な利用について

- (1) 学校施設・備品を大切に使い、学校教育に支障のないようにしてください。破損した場合は、必ず学校と教育委員会教育部スポーツ課(TEL22-3696)に連絡のうえ、過失であっても、利用者の責任で原状回復をお願いします。
- (2) 利用時間を厳守してください。利用時間は、入館してから退館するまでの時間であり、片付け、清掃、着替え等の時間も含まれています。最終の消灯時間は午後10時です。その後は駐車場などに留まることなく、速やかにお帰りください。
- (3) 利用後は、平日の学校教育に支障のないように清掃と整備をお願いします。また、校庭のコンディションが悪い状態での無理な利用は、翌日の学校教育に支障がでるため、やめてください。
- (4) 退出時の電気の消灯、水道、戸締りの確認を必ずしてください。
- (5) トイレなど使用した場所はきれいに清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。
- (6) 駐車場は、スペースの狭い施設もあるので、譲り合って利用してください。学校周辺への路上駐車はやめてください。
- (7) 火災報知機が作動した時は、施設内を点検し、実際に火災が起きていないか確認してください。火災が確認できた場合は、すぐに119番に通報し、初期消火に努めてください。

火災が確認できない場合は、火災報知機が作動してしまった原因や経緯を学校職員(学校職員不在の場合は、発報により現地に赴いた警備会社職員)に報告してください。

2 喫煙・騒音等について

- (1) 学校敷地内は全面禁煙です。校門付近など、学校敷地外であっても、喫煙については近隣住民や通行者に配慮した対応をお願いします。
- (2) 騒音防止を徹底してください。学校の多くは住宅地内にあります。騒音等で、近隣住民にご迷惑がかからないような利用をお願いします。特に夜間は音が響きますので、十分に注意してください。

3 事故報告について

利用に際しては事故防止に努め、安全について、各自が責任を持ち、他人や学校に迷惑をかけないようにしてください。

施設使用中に生じた事故は、登録団体の責任で対応してください。活動中に事故等が起きた場合、救急車を要請した場合は必ず速やかに学校と教育委員会教育部スポーツ課(TEL22-3696)に連絡してください。

4 利用不可日について

学校行事や開放事業に優先する行事のため、利用できない日があります。すでにわかっている行事については、別紙「学校開放利用不可予定表」でご確認ください。追加の行事等がある場合は、関係する団体代表者にご連絡します。

館山市教育委員会

教育部 スポーツ課：22-3696